

亀山市告示第66号

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「^{かし}瑕疵」を「引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）」に改め、同表備考の1中「瑕疵」を「契約不適合」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。